東京医科歯科大学病院ＤＰＣコーディング審査委員会規則

（平成２８年３月２４日
規　則　第　５　７　号）

（設置）
第１条　ＤＰＣ制度への参加手続きについて（平成２６年保医発０３２７第２号）に基づき、東京医科歯科大学病院ＤＰＣコーディング審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（目的）
第２条　委員会は、適切な診断を含めた診断群分類の決定及び評価を行うことを目的とする。

（組織）
第３条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) 大学院医歯学総合研究科（医学系）の臨床系又は病院所属の教員２名（内科系１名、外科系１名）
(2) 保険医療管理部長
(3) 薬剤部長
(4) 医療情報部長
(5) 看護部長
(6) 保険医療管理部副部長
(7) 臨床栄養部副部長（管理栄養士）
(8) 検査部臨床検査技師長
(9) 診療放射線技師長
(10) 医事一課長
(11) その他病院長が必要と認めた者
２　前項第１号及び第１１号の委員は、病院長が委嘱する。

（委員の任期）
第４条　前条２項の委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。
２　前項の委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する病院長の任期の末日以前とする。
３　第１項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審議事項）
第５条　委員会は、次に掲げる事項を検討する。
(1) 適切な診断を含めた診断群分類の決定及び評価を行うこと。
(2) その他診断群分類の決定及び評価等に関すること。

（委員長）
第６条　委員会に委員長を置き、第３条第１項の委員の互選により選出する。
２　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
３　委員長に事故があるときは、委員長の指名するものがその職務を代行する。

（議事）
第７条　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
２　第３条第１項第２号から第１０号までに規定する委員が、やむを得ない理由により委員会に

出席できない場合は、その代理の者を出席させることができる。
３　前項の規定による代理出席者は、当該委員会において委員とみなす。

（委員以外の者の出席）
第８条　委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）
第９条　委員会の庶務は、病院事務部医事一課において処理する。

（雑則）
第１０条　この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

（その他）
第１１条　この規則の改廃は、病院運営会議の議を経るものとする。

附　則
この規則は、平成２８年４月１日に施行する。
附　則（平成３０年９月２８日規則第９５号）
この規則は、平成３０年９月２８日から施行し、平成３０年９月１日から適用する。
附　則（令和２年５月１３日規則第６０号）
この規則は、令和２年５月１３日から施行し、令和２年４月１日から適用する。
附　則（令和３年９月３０日規則第９４号）
この規則は、令和３年１０月１日から適用する。
附　則（令和６年３月２７日規則第２８号）
この規則は、令和６年４月１日から施行する。